

兵庫県公報

令和3年4月16日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則

○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1
--------------------------	---

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第7号）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用されるワクチン及びそれに付随する注射器等の移送等に使用中の車両を、通行の禁止（一方通行及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制及び駐車禁止規制（道路交通法第45条第1項に規定する駐車禁止並びに同法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間及び同法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制をいう。）の対象から除くこととした。

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月16日

兵庫県公安委員会
委員長 奥谷勝彦

兵庫県公安委員会規則第7号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第7号ア中「質問及び調査」の右に「その他国又は地方公共団体が実施する感染症の予防に関し必要な措置」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。